

令和4年度包括外部監査(意見)に係る対応状況等

(単位:件)

対応状況の区分	件数
対応済	46
対応中	27
意見件数	73

令和4年度包括外部監査(意見)一覧

No.	項目	所管課	報告書記載頁
R04001I	[1市税] ア. 確定延滞金の管理等	納税管理課	71
R04002I	[1市税] イ. 分割納付不履行による猶予の取消し①	納税管理課	74
R04003I	[1市税] イ. 分割納付不履行による猶予の取消し②	納税管理課	74
R04004I	[1市税] エ. 外国籍の少額滞納者に対する執行停止	納税管理課	78
R04005I	[80訴訟等費用] ア. 訴訟費用額確定処分の申立て	納税管理課	79
R04006I	[56特定定額給付金過年度分歳出戻入額] イ. 遅延損害金の算定誤り	区政推進課	86
R04007I	[3生活保護返還金・徴収金（過年度戻入含む）] ・ [10生活保護法第78条徴収金に係る加算金] ア. 分割納付の申請を受け付ける際の資力の調査	保護課	98
R04008I	[3生活保護返還金・徴収金（過年度戻入含む）] ・ [10生活保護法第78条徴収金に係る加算金] エ. 国税徴収法の例による徴収	保護課	102
R04009I	[3生活保護返還金・徴収金（過年度戻入含む）] ・ [10生活保護法第78条徴収金に係る加算金] オ. 徴収停止の要件としての「少額」の判断基準	保護課	102
R04010I	[3生活保護返還金・徴収金（過年度戻入含む）] ・ [10生活保護法第78条徴収金に係る加算金] カ. 未収金回収業務外部委託	保護課	103
R04011I	[22賠償金等] ア. 生活保護費不正受給者に係る損害賠償請求執行費及びこれに係る遅延損害金の事案 （ウ）催告手続	保護課	106
R04012I	[25不当利得返還金] イ. 診療報酬の返還請求に係る適時適切な回収業務の実施	保護課	108
R04013I	[39看護師修学資金返還金] ア. 時効管理と時効期間の経過	医療政策課	116
R04014I	[45休日救急診療所使用料] イ. 催告手続	医療政策課	120
R04015I	[2国民健康保険料] オ. 第三者行為求償債権の管理	健康保険課	130
R04016I	[14国民健康保険被保険者返納金] ア. 請求金額の網羅性の確保策	健康保険課	133
R04017I	[27墓地管理料] ア. 墓地管理料の繰越調定の正確性	生活衛生課	140
R04018I	[27墓地管理料] ウ. 使用者の死亡に伴う管理料の調定の範囲	生活衛生課	144
R04019I	[27墓地管理料] エ. 墓地使用料等の返還申請書への記載事項の記載漏れ	生活衛生課	145
R04020I	[27墓地管理料] オ. 徴収停止の適用	生活衛生課	146
R04021I	[27墓地管理料] カ. 収受印内の番号記入漏れ	生活衛生課	147
R04022I	[54医療費戻入] ア. 診療報酬の返還請求に係る関連資料の管理状況	精神保健福祉課	155
R04023I	[54医療費戻入] イ. 庁内他課との連携	精神保健福祉課	156
R04024I	[54医療費戻入] ウ. 不正請求に係る未収債権の回収に関する内部統制の整備	精神保健福祉課	157
R04025I	[55老人福祉施設入所者負担金] ア. 督促の遅れと延滞金の計算・伝達	高齢福祉課	168
R04026I	[7介護保険料] オ. 相続人調査の実施	介護保険管理課	174
R04027I	[29心身障害者扶養共済加入者負担金] ア. 長期滞留債権	障害者自立支援課	192
R04028I	[35福祉手当戻入] ア. 履行延期の特約及び分割納付の決定の際の経済状況調査	障害者自立支援課	194
R04029I	[51医療費助成過払い戻入] ア. 相続放棄に係る未収債権の不納欠損処理	障害者自立支援課	196
R04030I	[8障害児通所給付費返納金] 及び [20障害児通所給付費加算金] ア. 経営者個人の返済意思①	障害福祉サービス課	204
R04031I	[8障害児通所給付費返納金] 及び [20障害児通所給付費加算金] ア. 経営者個人の返済意思②	障害福祉サービス課	204
R04032I	[8障害児通所給付費返納金] 及び [20障害児通所給付費加算金] ア. 経営者個人の返済意思③	障害福祉サービス課	204
R04033I	[48児童手当戻入] ア. 強制執行等	こども企画課	212
R04034I	[48児童手当戻入] イ. 延滞金の暫定計算及び債務者への情報提供	こども企画課	213
R04035I	[26子どもルーム利用料] ウ. 回収困難な債権の管理	健全育成課	219
R04036I	[5母子父子寡婦福祉資金貸付金] イ. 期限の利益の喪失	こども家庭支援課	231

令和4年度包括外部監査(意見)一覧

No.	項目	所管課	報告書記載頁
R04037I	[5母子父子寡婦福祉資金貸付金] エ. 遅延損害金の暫定計算及び債務者への情報提供	こども家庭支援課	235
R04038I	[5母子父子寡婦福祉資金貸付金] カ. 所在不明者の適切な管理	こども家庭支援課	237
R04039I	[5母子父子寡婦福祉資金貸付金] キ. 時効管理	こども家庭支援課	239
R04040I	[5母子父子寡婦福祉資金貸付金] ク. 債権放棄	こども家庭支援課	240
R04041I	[5母子父子寡婦福祉資金貸付金] コ. 徴収嘱託員による徴収効果	こども家庭支援課	243
R04042I	[5母子父子寡婦福祉資金貸付金] サ. アクセス管理	こども家庭支援課	244
R04043I	[23児童扶養手当過誤払金] イ. 徴収停止	こども家庭支援課	248
R04044I	[23児童扶養手当過誤払金] ウ. 遅延損害金の暫定計算及び債務者への情報提供	こども家庭支援課	248
R04045I	[23児童扶養手当過誤払金] エ. 納税管理課への債権引継のための必要書類の整備・保管	こども家庭支援課	249
R04046I	[34児童養護施設措置費負担金]、[46障害児福祉施設措置費負担金] 及び [49里親措置費負担金] ア. 債権管理台帳の記録情報の整備	東部児童相談所	269
R04047I	[34児童養護施設措置費負担金]、[46障害児福祉施設措置費負担金] 及び [49里親措置費負担金] エ. 時効の更新管理	東部児童相談所	273
R04048I	[34児童養護施設措置費負担金]、[46障害児福祉施設措置費負担金] 及び [49里親措置費負担金] オ. 担当所管部署の業務負荷	東部児童相談所	274
R04049I	[4弁済金収入(行政代執行)] 及び [47生活環境モニタリング調査費用] ア. 誓約書・分割納付計画に基づく返納月額の合理性	産業廃棄物指導課	280
R04050I	[37財産貸付収入(競輪場売店貸付料)] ア. 未収債権の回収①	公営事業事務所	287
R04051I	[37財産貸付収入(競輪場売店貸付料)] ア. 未収債権の回収②	公営事業事務所	287
R04052I	[19地方卸売市場使用料] イ. 徴収停止措置	地方卸売市場	294
R04053I	[19地方卸売市場使用料] ウ. 督促状の記載事項	地方卸売市場	295
R04054I	[24地方卸売市場電気使用料等立替金] イ. 徴収停止措置	地方卸売市場	298
R04055I	[24地方卸売市場電気使用料等立替金] ウ. 督促状の記載事項	地方卸売市場	299
R04056I	[9市営住宅使用料] ウ. 期限の利益の喪失条項	住宅整備課	312
R04057I	[9市営住宅使用料] エ. 1万円未満の債権	住宅整備課	313
R04058I	[30借上げ公営住宅共益費負担収入] ア. 消滅時効期間が経過した債権	住宅整備課	314
R04059I	[42契約解除に伴う工事用地等の工事材料の撤去・復旧費用] ア. 請負代金の支払債務と当該代執行費用求償債権との相殺の可能性①	街路建設課	320
R04060I	[42契約解除に伴う工事用地等の工事材料の撤去・復旧費用] ア. 請負代金の支払債務と当該代執行費用求償債権との相殺の可能性②	街路建設課	320
R04061I	[42契約解除に伴う工事用地等の工事材料の撤去・復旧費用] ア. 請負代金の支払債務と当該代執行費用求償債権との相殺の可能性③	街路建設課	320
R04062I	[6下水道使用料] ア. 下水道経理課管理対象の滞納処分	下水道経理課	335
R04063I	[32農業集落排水処理施設使用料] イ. 1万円未満の債権	下水道経理課	338
R04064I	[32農業集落排水処理施設使用料] ウ. 滞納債権に対する延滞金の未徴収	下水道経理課	339
R04065I	[59下水道事業受益者負担金] ア. 滞納債権に対する延滞金の未徴収	下水道経理課	340
R04066I	[28水道使用料] (水道総務課併任) ア. 1万円未満の債権	下水道経理課	341
R04067I	[41水洗便所等改造等資金貸付金] ア. 長期滞留債権の管理①	下水道営業課	346
R04068I	[41水洗便所等改造等資金貸付金] ア. 長期滞留債権の管理②	下水道営業課	346
R04069I	[12市立病院診療費] ア. 分割納付の申請を受け付ける際の資力の調査	病院局	353
R04070I	[12市立病院診療費] イ. 分割納付の誓約書等への「期限の利益の喪失」条項の未記載	病院局	354
R04071I	[12市立病院診療費] オ. 滞納整理簿の記載の十分性	病院局	356
R04072I	[12市立病院診療費] カ. 1万円未満の債権	病院局	357
R04073I	[63日本スポーツ振興センター災害共済納付金収入] ア. 児童手当からの支払い	保健体育課	366

令和4年度包括外部監査結果(意見)調査表

監査テーマ:一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について

No.	項目	報告書掲載頁	内容(抜粋)	対応	対応状況	所管課
R04 001I	[1市税] ア. 確定延滞金の管理等	71	【結 果(意見)】 現在の確定延滞金の処理は、事前調定ではないため、財務会計上は収入未済額として年度の繰越等の実態が決算書上、把握されない。それに対して、滞納管理システムでは税務システムとは自動連係するわけではないが、滞納者毎に個別に確定延滞金を把握することができることから、確定延滞金の回収事務を進めており、差押等の処分等において、確定延滞金が個別に時効管理されている。しかし、それら、確定延滞金の時効管理を、明細のあるリストとして定期的に担当者や上長、管理職が把握し、検証する仕組みが組織として構築され実施されていないことから、今後は、市所管課として財務会計上把握されていない確定延滞金を定期的に、網羅的に検証する仕組みを構築するよう要望する。	対応中	・延滞金を徴収する仕組みについて具体的に検討を進める。 ・すでに徴収している強制徴収公債権については、システム標準化の動きを注視しつつ、事前調定についてはいつどのように対応するか検討する。	納税管理課
R04 002I	[1市税] イ. 分割納付不履行による猶予の取消し①	74	【結 果(意見①):納税管理課、各市税事務所】 納税管理課が月次で作成し送付する分納不履行者リストに基づき、各市税事務所が実施する猶予の取消及び延滞金の免除の取消しに係る処理等について、当該処理が適正に実施されているかどうかを、納税管理課は各市税事務所からの処理顛末の報告を受けるか、自らの課内で月次比較等に基づく確認を行う等することで、分納不履行に伴う適正な処理を確認するよう要望する。	対応済	納税管理課で前月送付リストと当月送付リストを比較し、取消し等が未処理の対象者を把握した場合は、「前月記載あり」と表示し、取消し等処理を促している。	納税管理課
R04 003I	[1市税] イ. 分割納付不履行による猶予の取消し②	74	【結 果(意見②):納税管理課、西部市税事務所納税第一課】 令和3年度の徴収猶予の事例では、納税管理課及び西部市税事務所納税第一課においては、分割納付計画どおり納付ができず、事実上、分納不履行となった法人に関して、「やむを得ない事情によるもの」として、徴収猶予の取消し事由には当たらないと判断していた。これは、延滞金の免除の取消しも債務者からの弁明の徴取も行っていない事例であったが、このような非経常的な事例で重要な案件の判断に当たっては、個別事案の判断の客観性を担保するためにも、その根拠となる具体的な判断基準を設定するよう要望する。	対応中	非経常的な事例で重要な案件の判断に当たっては、個別事案の判断の客観性を担保するためにも、その根拠となる具体的な判断基準を設定するよう協議を継続していく。	納税管理課

R04 004I	[1市税] エ. 外国籍の少額滞納者に対する執行停止	78	【結 果(意見)】 外国籍の少額滞納者の適用要件が、現在の少額滞納者に関する執行停止の仕組みに、明確に記載されていないことから、外国籍の滞納者の執行停止を行うに当たって、庁内財産情報調査と実情調査だけではなく一括の預貯金調査を実施されていた。 外国籍の滞納者であっても、滞納額が10万円以下である場合は、少額滞納者の仕組みに該当するものとして、関係規定に明記し、より効率的な執行停止の実務に努められるよう要望する。	対応中	より効率的な執行停止の実務に努められるよう協議を継続していく。	納税管理課
R04 005I	[80訴訟等費用] ア. 訴訟費用額 確定処分申立て	79	【結 果(意見)】 地方自治法施行令第171条の5第3号の要件について、具体的な金額を設定し、同要件に当てはまる債権については、徴収停止を行い、その後、債権管理条例による債権放棄を検討するよう要望する。	対応済	令和6年5月24日付「徴収停止に係る少額債権の基準に関する取扱いについて(通知)」により、取扱いを明確化した。	納税管理課
R04 006I	[56特定定額給付金過年度分歳出戻入額] イ. 遅延損害金の算定誤り	86	【結果(意見)】 遅延損害金の算定表示は実際の催告書では「参考」として債務者に伝達されており、問題はないが、一部の債務者へ送付された催告に記載された遅延損害金の額に算定誤りがあったことから、たとえ「参考」情報であっても、催告書に表示する遅延損害金の額については、算定根拠なども表示する等、誤りのないよう事務改善を行うことを要望する。	対応済	今後、該当事務を実施する際は、遅延損害金の算定根拠を表示することとし、その旨マニュアルに記載することにより課内周知した。	区政推進課
R04 007I	[3生活保護返還金・徴収金(過年度戻入含む)]・ [10生活保護法第78条徴収金に係る加算金] ア. 分割納付の申請を受け付ける際の資力の調査	98	【結 果(意見)】 分割納付の申請を受け付ける際には、資力の調査のための様式を設けて分割納付を申請する債務者に記入を求めたり、そのための根拠資料(通帳の写しや給与明細の写し、ローンの残高証明書等)の提出を求めたりすることで、可能な限り債務者の資産・負債、収入・支出の正確な把握に努めるよう要望する。	対応済	令和5年4月付けで「生活保護債権の管理マニュアル」を改訂し、分割納付申請の際、通帳の写しなど資産の状況がわかるものを提出させ、可能な限り債務者の資力を確認した上で決定するよう努めることとした。	保護課

R04 008I	[3生活保護返還金・徴収金(過年度戻入含む)]・ [10生活保護法第78条徴収金に係る加算金] エ. 国税徴収法の例による徴収	102	【結 果(意見)】 生活保護費徴収金については、高額悪質な事案を中心に、納税管理課と連携しながら、国税徴収法の例による徴収を実施できる体制を整備するよう要望する。	対応 済	令和5年4月付け「生活保護債権の管理マニュアル」の改訂で、強制徴収公債権に切り替えるべき債権がある場合は、保護課もしくは納税管理課に相談するなどした上で、国税徴収法の例による徴収を実施することとした。	保護課
R04 009I	[3生活保護返還金・徴収金(過年度戻入含む)]・ [10生活保護法第78条徴収金に係る加算金] オ. 徴収停止の要件としての「少額」の判断基準	102	【結 果(意見)】 「生活保護債権の管理マニュアル」に記載されている徴収停止に係る「少額」の基準を見直すよう要望する。	対応 済	強制執行手続きにおける印紙代などは一般的に10,000 円 程度必要とされることから、令和5年4月に「生活保護債権の債権管理マニュアル」を改訂し、徴収停止に係る「少額」の基準を、一つの債権につき概ね10,000円未満とした。	保護課
R04 010I	[3生活保護返還金・徴収金(過年度戻入含む)]・ [10生活保護法第78条徴収金に係る加算金] カ. 未収金回収業務外部委託	103	【結 果(意見)】 弁護士法人等の外部の専門業者に未収金回収業務を委託することを検討する等、適切に債権管理をすすめることができる体制を整えるよう要望する。	対応 済	現在、中央区、花見川区、稲毛区、若葉区に徴収嘱託員を各1名配置し、未収金回収業務を進めているところであり、今後も他区への配置・増員など適切に債権管理を進めることができる体制整備に努めていく。	保護課
R04 011I	[22賠償金等] ア. 生活保護費不正受給者に係る損害賠償請求執行費及びこれに係る遅延損害金の事案 (ウ)催告手続	106	【結 果(意見)】 所管課職員だけでは対応が困難な案件については、納税管理課等の関係機関と適時に連携できるようにするため、情報伝達等についての業務フローを整備するよう要望する。	対応 済	令和5年3月に開催したR4年度第12回社会援護課長会議において、全区の社会援護課長に対し、指摘内容を説明の上、対応困難案件については、保護課に連絡するよう案内した。 また、今後は納税管理課とも適宜情報共有していく。	保護課

R04 012I	[25不当利得返還金] イ. 診療報酬の返還請求に係る適時適切な回収業務の実施	108	【結 果(意見)】 この診療報酬の返還請求権に基づく未収債権は、頻繁に発生するものではないが、一旦発生すれば金額的にも社会的にも影響が大きいため、この発生リスクを最小限に抑えるために、当該未収債権の適正管理に係る内部統制を整備し、その中で、たとえば、診療報酬の請求に関連する給付関係の資料の保存年限を未収債権の時効期間に対応するよう見直したり、庁内関連他課と連携してリスク発生を適時的確に把握したりして、最適な回収体制を構築するよう要望する。	対応 済	保護課内において、診療報酬返還請求発生時の初期対応方法を整備し、診療報酬担当のみではなく、債権管理担当とともに初期対応にあたることとした。また、その際には庁内関係各課への情報収集を行うとともにリスク発生を適時的確に把握し、債権回収に努める。	保護課
R04 013I	[39看護師修学資金返還金] ア. 時効管理と時効期間の徒過	116	【結 果(意見)】 債権回収が問題となる事案について、納税管理課等との連携や弁護士法人等への業務委託により、効果的な債権回収手続を実行するための体制を整備するよう要望する。	対応 中	債権回収が問題となる事案について、適宜納税管理課に相談する。	医療政策課
R04 014I	[45休日救急診療所使用料] イ. 催告手続	120	【結 果(意見)】 債務者に対して郵送する催告書については、例えば、納付が確認できなかった場合には法的措置を取ることがある旨の警告的な文言を記載することや、催告の回数を経るごとに警告文の表現を変更する、用紙や封筒の色を変える等、債務者に対して納付を動機付ける工夫を行うよう要望する。	対応 済	催告書については、警告文の表現を段階的に変更する等、工夫を行うこととするよう事務マニュアルに記載した。2回目以降に送付する催告書(案)についても作成した。	医療政策課
R04 015I	[2国民健康保険料] オ. 第三者行為求償債権の管理	130	【結 果(意見)】 第三者行為求償に係る債権管理において、加害者へ直接、損害賠償の請求を行う事務に伴い発生すると考えられる債権が、業務委託の中で加害者との交渉の過程を経て、回収することができなくなったリスクが認識できることから、この委託業務の中で、回収すべき損害賠償金が回収できなくなるリスクを適正に識別し、リスクが発生する頻度などを適切に評価して、その評価結果に対応した効果的で効率的な取組を行うことが必要になる。 当該業務委託の事業者と情報を密接にとり、特に加害者への損害賠償金の回収交渉過程及びその結果について、より具体的な報告を受けることにより、回収できなくなるリスクを低減させる取組を行うよう要望する。	対応 済	委託事業者に回収交渉過程を3か月ごとに文書で確認していくこととし、交渉過程の確認結果に応じて、必要な対応措置を講じていくものとする。	健康保険課
R04 016I	[14国民健康保険被保険者返納金] ア. 請求金額の網羅性の確保策	133	【結 果(意見)】 国民健康保険被保険者返納金のうち、現在はまだ僅少である不正・不当な診療報酬の請求に対する債権を効果的に把握し、回収するためには、被保険者の協力が必要であり、そのための手段でもある「医療費通知」の重要性を被保険者に周知する際には、不正・不当な診療報酬の請求に対する社会の理解を高めるための注意喚起を具体的に実施するなど、関係諸機関と連携を図り、より効果的な周知方法を検討し対応することを検討するよう要望する。	対応 済	千葉県国民健康保険団体連合会の会議体において、関係諸機関と協議し、医療費通知の裏面に不正・不当な診療報酬の請求に対する注意喚起の文言を加えることで合意済。令和5年度に発送する医療費通知より新レイアウトの通知で送付する。	健康保険課

R04 017I	[27墓地管理料] ア. 墓地管理料 の繰越調定の正 確性	140	【結 果(意見)】 墓地管理料に係る収入未済額は、墓地管理システム上の金額と財務会計シ ステム上の金額が一致していることを、年度末を中心に確認するよう要望す る。 その確認作業と併せて、人事異動等に伴う調定処理の漏れ等については、債 権管理の事務が継続的に正確に実施することができるように、たとえば、繰越 調定案件のうち、4月1日付けでの調定と6月1日付けでの調定を失念すること なく正確に実施されるように、業務手順書等のマニュアルに記載して課内で周 知するなど、内部統制の仕組みの中で事務を適正に引継いでいくよう要望す る。	対応 中	公表内容調整中	生活衛生課
R04 018I	[27墓地管理料] ウ. 使用者の死 亡に伴う管理料 の調定の範囲	144	【結果(意見)】 使用者が死亡後相当の期間が経過した後に承継の手続がなされた場合にお いて、承継者に対し、使用者の死亡時から市長による承認が行われた日の属 する月までの間の管理料を遡って請求することの適否について改めて検討す るよう要望する。	対応 中	平成25年5月29日に政策法務課と協議したところ 遡って請求することは、承継者不在のため請求はで きないとされた。 しかし、監査人からの意見を踏まえ、再度、政策法 務課と協議した上で、検討する。	生活衛生課
R04 019I	[27墓地管理料] エ. 墓地使用料 等の返還申請書 への記載事項の 記載漏れ	145	【結 果(意見)】 墓地使用料返還金申請書(様式第16号)及び墓地管理料返還金申請書(様 式第17号)による申請において、生活衛生課は使用料等の還付を申請しよう とする者に対して、正確な記載を指導したうえで、申請書を受理するよう要望 する。	対応 済	記入例を作成し、使用者に正確に記載いただくこと とした。	生活衛生課
R04 020I	[27墓地管理料] オ. 徴収停止の 適用	146	【結 果(意見)】 墓地管理料の年額は少額であることもあり、回収が困難となっている滞納債 権について、債務者の経済状況を把握したうえで、場合によっては徴収停止 (地方自治法施行令第171条の5第2号及び第3号)の可否を検討し、該当する 滞納債権について徴収停止を行うことを検討課題とするよう要望する。	対応 中	庁内ルールを整備した上で対応予定	生活衛生課
R04 021I	[27墓地管理料] カ. 収受印内の 番号記入漏れ	147	【結 果(意見)】 桜木霊園管理事務所と平和公園管理事務所の各種申請書については、押印 する収受印に、紙台帳で付された番号を必ず記載して管理するよう要望す る。	対応 中	公表内容調整中	生活衛生課
R04 022I	[54医療費戻入] ア. 診療報酬の 返還請求に係る 関連資料の管理 状況	155	【結 果(意見)】 この診療報酬の返還請求権に基づく未収債権は、頻繁に発生するものではな いが、一旦発生すれば金額的にも社会的にも影響が大きいいため、この発生リ スクを最小限に抑えるために、当該未収債権の適正管理に係る内部統制を 整備し、その中で、たとえば、診療報酬の請求に関連する給付関係の資料の 保存年限を未収債権の時効期間に対応するよう見直すなど、最適な回収体 制を構築するよう要望する。	対応 済	毎月、国民健康保険団体連合会から提供される連 名簿等に債権管理に必要な情報がまとめられてい るため、それらの保存期間を5年間から10年間へと 延長した。	精神保健福 祉課

R04 023I	[54医療費戻入] イ. 庁内他課との連携	156	【結 果(意見)】 今後は、債務者が同一で組織を横断するような未収債権を把握したときには、当該未収債権の取組の当初に精神保健福祉課が他課に声掛けしたように、他課と協同して債権回収に対応することができる組織的な取組を庁内に提案するよう要望する。	対応 済	今回の事案と同様に、債務者が同一で組織を横断するような未収債権を把握したときには、他課と協同して債権回収に対応する。	精神保健福祉課
R04 024I	[54医療費戻入] ウ. 不正請求に係る未収債権の回収に関する内部統制の整備	157	【結 果(意見)】 今後も発生する危険性がある不正請求に伴う医療費戻入債権の延滞債権に効果的に対処するためには、通常の事務分掌の中で未収債権の発生リスクを適正に評価し、適時適切な対応ができる方策について、内部統制の運用・再整備を行うよう要望する。	対応 済	不正請求(疑い含む)債権対応マニュアルを作成。報告書記載の問題点を踏まえ、債務者が同一で他課所管の制度を利用している場合、共同して対応することや、困難事例などは納税管理課への事務の引継ぎについて検討、協議を行うことを明記した。	精神保健福祉課
R04 025I	[55老人福祉施設入所者負担金] ア. 督促の遅れと延滞金の計算・伝達	168	【結 果(意見)】 未収債権となっている老人福祉施設入所者負担金の徴収は、入所者の子息の協力が充分に得られず、大幅に遅れてしまったことから、未納付期間が長く、納付されない債権に対して督促を行う時期も大幅に遅れている。適時適切に債権回収を行うためにも、財産調査や履行延期の特約等、適切な対応をとるよう要望する。その際に、回収する債権は入所者負担金に加えて、延滞金も含まれることから、暫定的な算定に基づき本料とともに、延滞金の額も参考として提示するよう要望する。	対応 済	適切に債権回収を行うために、債権管理マニュアルを遵守し、財産調査や履行延期の手続きを速やかに行い、催告を行う際は、延滞金の額も参考として提示することで、早期の納付を促すこととした。	高齢福祉課
R04 026I	[7介護保険料] オ. 相続人調査の実施	174	【結 果(意見)】 債務者が死亡した場合の相続人調査については、債権の総合調整を行う納税管理課と連携してそのルールを制定し、少額の債権については、費用対効果の観点から徴収停止措置をとり、相続人調査を行わないことも検討するよう要望する。 また、相続人調査の手順についても、相続人調査は非常に手間と時間を要するため、債権金額と調査に要する費用とを比較衡量しながら、担当職員が実施していくのか、又は外部の専門家へ委託するのかなどを考慮しながら、相続人調査のルールを明確にしていくことを要望する。	対応 中	第1回強制徴収債権関係者会議において、滞納者が死亡した場合、料金所管課では相続人調査をする人員や体制が整っておらず、処理が困難であり、対応を検討する必要があると問題提起した。統一滞納組織において優先順位をつけて滞納整理を行う方向で検討することとなったものの、その後の納税課長会議にて、返戻すべき事案は所管課に返還し、責任の所在(不納欠損等)を明確にすべきとの意見があり継続協議することとなった。引き続き納税管理課に検討依頼を申し入れることとしたい。	介護保険管理課
R04 027I	[29心身障害者扶養共済加入者負担金] ア. 長期滞留債権	192	【結 果(意見)】 5年以上滞納が継続している債権のうち消滅時効期間が経過している債権については、債権管理条例に則った債権放棄手続をとることを要望する。	対応 中	時効を援用しない特別な理由がない債権については、納税管理課へ確認を行い、債権放棄手続を実施する。	障害者自立支援課

R04 028I	[35福祉手当戻入] ア. 履行延期の特約及び分割納付の決定の際の経済状況調査	194	【結 果(意見)】 債務者との間で、地方自治法施行令第171条の6に規定する履行延期の処分を行い、分納計画を進めているが、債務者は中程度以上の障害者であり、手当の資格喪失に係る理由等を考慮すると、債権回収手続に当たっては、福祉的要素を強く考慮しつつ、その分割納付計画の月額の合理性を担保するために債務者の保有資産の状況等、経済状況を可能な限り適時的確に聴取するよう要望する。	対応中	債権回収手続きについては、債務者の福祉的要素を考慮しながら、随時債務者の経済状況等の聴取をし、返済可能な合理的な金額の設定に努める。また、返済が滞っている債務者に対してはより詳細な聴取をし、必要に応じて納付計画の修正も視野に入れる。	障害者自立支援課
-------------	---	-----	---	-----	---	----------

R04 029I	[51医療費助成 過払い戻入] ア. 相続放棄に 係る未収債権の 不納欠損処理	196	【結 果(意見)】 長期入院等の特別な事情のある債務者が死亡した後、法定相続人が相続をした事案について、法定相続人2人のうち1人の死亡後、その相続の対象となる者が相続放棄をしているため、当該債権額(713,400円)については不納欠損処理を検討するよう要望する。	対応 済	不能欠損処理に向け、債権事務処理マニュアルに基づき、徴収停止を行った。1年以上経過し、状況が変わらなければ債権放棄とし、不能欠損処理を行う。	障害者自立 支援課
R04 030I	[8障害児通所給 付費返納金]及 び[20障害児通 所給付費加算 金] ア. 経営者個人 の返済意思①	204	【結 果(意見①)】 放課後等デイサービス事業の指定取消処分を受けた運営事業者の代表者に対して損害賠償責任に基づき、市の損害賠償請求の債権額を速やかに確定し、会計上、調定・請求・督促を行うよう要望する。	対応 済	市の損害賠償請求の債権額が確定したことから、令和5年3月1日に法人元代表取締役に対し調定・請求を行った。また、納付期限である令和5年3月31日時点で未納であったため、令和5年4月5日に督促を行った。 なお、元代表取締役は、分割納付の意向を示しているため、履行期限延期の特約に基づく申請において、経済状況を精査した上で履行延期の検討を行うこととする。	障害福祉 サービス課
R04 031I	[8障害児通所給 付費返納金]及 び[20障害児通 所給付費加算 金] ア. 経営者個人 の返済意思②	204	【結 果(意見②)】 放課後等デイサービス事業の指定取消処分を受けた運営事業者は、取消処分時点では法人の破産手続中であるが、その破産手続中であっても、法人代表者による「自主的な返還意思」が真にあるのであれば、速やかに公正証書等を作成するなど、債務名義化を行う等の対応を進めることで、未収債権の回収に努めるよう要望する。	対応 中	損害賠償請求については、公正証書の作成を元代表取締役自身が拒否していることから、督促等必要な債権管理を行うことで回収に努めることとする。 なお、一括返納による返還請求に対し、一括返納が困難である旨の申出を受けているため、今後、経済状況を精査した上、履行期限の延期を認める可否かを相手方と交渉を行う方針である。	障害福祉 サービス課
R04 032I	[8障害児通所給 付費返納金]及 び[20障害児通 所給付費加算 金] ア. 経営者個人 の返済意思③	204	【結 果(意見③)】 障害児通所支援事業所としての指定を受けた運営事業者に対する実地指導等の市の取組では、不正請求に対する一定の抑止力や不正の発見等の成果も認められるが、令和3年度で発生した巨額な返納金(加算金を含む。)の事案のように匿名による通報によって確認されるなど、実地指導等の制度にも一定の限界が認められることから、市で既に導入されている公益通報制度の活用を市民に対して特に周知することや、市所管課等の組織の内部的には、このような発生事例をケーススタディとして研修等の実施に活用し、実地指導等の業務手順書やマニュアルにも明記して組織内で事案のリスク対応策等を共有するよう要望する。	対応 中	国の指導指針に基づき、サービスの質の確保及び給付費等の支給の適正化を図ることを目的に実地指導を実施し、適正なサービスの実施に向けた助言を行っている。なお、実地指導の場で著しい基準違反等が見受けられた場合は、直ちに監査に切り替え、厳正な処分を行っているところである。今後過去の事例をまとめた別冊を実地指導等の業務手順書やマニュアルに加えることを検討する。 また、公益通報制度については、市内の全事業所を対象とした令和4年度事業者説明会において周知を図った。	障害福祉 サービス課

R04 033I	[48児童手当戻入] ア. 強制執行等	212	【結 果(意見)】 児童手当戻入の滞納者のうち、督促及び催告後、相当の期間を経過してもなお、納付がない場合には、1件当たり少額(1万円未満等)の債権を除き、地方自治法施行令第171条の2に規定されている法的措置の実施を検討するよう要望する。	対応中	1件当たり少額(1万円未満)の債権については、令和6年5月24日付納税管理課「徴収停止に係る少額債権の基準に関する取扱いについて(通知)」に基づき対応することとする。 上記に該当しない債権については、地方自治法施行令第171条の2に規定されている法的措置の実施について、引き続き検討を行う。	こども企画課
R04 034I	[48児童手当戻入] イ. 延滞金の暫定計算及び債務者への情報提供	213	【結 果(意見)】 児童手当戻入の未収債権の滞納者に対して、円滑な債権回収の視点から、未確定であっても延滞金の発生事実等を知らせる必要があるため、延滞金を延滞金条例に基づき暫定的に算定し、情報提供を行う等、効果的な延滞金の回収に努めるよう要望する。	対応中	効果的な延滞金の回収について、債権管理マニュアル作成の検討を行うとともに、システム標準化において延滞金計算等の対応の可否についても検討を行う。	こども企画課
R04 035I	[26子どもルーム利用料] ウ. 回収困難な債権の管理	219	【結 果(意見)】 納税管理課に徴収事務を移管した後に所管課に返却された債権については、回収が困難な債権であると考えられることから、もはや回収のための努力が費用対効果に見合わないものと考えられる。そのような場合には、時効期間の経過を待つのではなく、地方自治法施行令第171条の5に基づく徴収停止の要件を検討し、徴収停止の採用後、千葉市債権管理条例等に基づく債権放棄の可能性について検討するよう要望する。	対応済	納税管理課から交渉膠着により案件の返し戻りがあった際に必要な事務の手順(時効期間確認・徴収停止要件の確認・債権放棄)に関するフロー図を作成し、課内共有した。	健全育成課
R04 036I	[5母子父子寡婦福祉資金貸付金] イ. 期限の利益の喪失	231	【結 果(意見)】 債務者間の公平性を図るためには、福祉資金借用書に規定のとおり、6か月以上滞納している債務者へ一括返済の請求を検討する必要がある。その検討を行う際に、当該債務者が一括で支払うことができない場合、地方自治法施行令第171条の6の規定等に基づき、履行延期の特約を行い、債務者の経済状況を的確に把握したうえで分割納付計画を履行するよう促すなど、適正な債権回収事務を進めるよう要望する。	対応済	滞納が長期化する債務者については、一括返済の請求を検討し、債務者の状況により、履行延期の特約を行っている。また、条件を満たす債権は、納税管理課への移管を行っている。	こども家庭支援課
R04 037I	[5母子父子寡婦福祉資金貸付金] エ. 遅延損害金の暫定計算及び債務者への情報提供	235	【結 果(意見)】 母子父子寡婦福祉資金貸付金の滞納者に対して、円滑な債権回収の視点から、未確定であっても遅延損害金の発生事実等を知らせる必要があるため、遅延損害金を暫定的に算定し、情報提供を行う等、効果的な遅延損害金の回収に努めるよう要望する。	対応中	現行システムに未確定の延滞損害金を算定する機能がないことから、令和7年度に予定されているシステム刷新に向け、遅延損害金を暫定的に算定できるよう仕様を検討していく。	こども家庭支援課

R04 038I	[5母子父子寡婦 福祉資金貸付 金] 力. 所在不明者 の適切な管理	237	【結 果(意見)】 保健福祉総合システムにおいて「住登外」と登録された債務者につき、現住所 が不明の滞納者については、改めて所在を確認し、その結果、居所が明らか となった滞納者については、速やかに保健福祉総合システムの住所情報を更 新し、債権の回収を再開する必要がある。そのうえで、所在不明者の所在が 分かった場合については、適時に債務者の経済状況等の資力を把握したう えで、徴収停止等の措置(地方自治法施行令第171条の2等)を検討するよう要 望する。	対応 済	通知の返送など、居所不明となる兆候がある債務 者に対し、住所調査を適正に行い、所在不明者の 所在が分かった場合については債務者の経済状況 等の資力を把握したうえで、徴収停止等の措置を検 討することとした。	こども家庭 支援課
R04 039I	[5母子父子寡婦 福祉資金貸付 金] キ. 時効管理	239	【結 果(意見)】 過去に遡って時効管理のあるべき姿にシステムを変更する事は多大な労力と コストを伴うため、現実的な措置ではなく、現システムの運用と並行して、別 途、マニュアルによる時効管理方法を考案していく必要がある。現システムの データを活用して時効管理する事が、内部統制上、最も望ましい方法である が、システムによる業務処理統制の外で行われる事務であることから、誤った 管理が行われないように人的な統制(ダブルチェック等)を強化し、適切に時 効管理を行える体制を構築するよう要望する。	対応 済	令和7年度に予定されているシステム刷新に向け、 時効管理機能搭載を要望した。 システム改修までの間については、R6より、システ ムの収納履歴を用いて、エクセルによる時効管理を 実施している。 なお、当課で管理する「母子父子寡婦福祉資金貸 付マニュアル」に、時効管理における人的統制(ダブ ルチェック等)について追記した。	こども家庭 支援課
R04 040I	[5母子父子寡婦 福祉資金貸付 金] ク. 債権放棄	240	【結 果(意見)】 網羅的な時効管理を行う体制を構築することにより、消滅時効の時効期間が 満了した債権が把握され、債権管理条例に該当する場合は、債権の放棄を 実施するよう要望する。	対応 済	令和7年度に予定されているシステム刷新に向け、 時効管理機能搭載を要望した。 システム改修までの間については、R6より、システ ムの収納履歴を用いて、エクセルによる時効管理を 実施しており、個別の案件ごとに確認を行い、必要 に応じて債権放棄を実施することとしている。	こども家庭 支援課
R04 041I	[5母子父子寡婦 福祉資金貸付 金] コ. 徴収嘱託員 による徴収効果	243	【結 果(意見)】 臨戸徴収員による滞納債権の回収について、前記の分析事例などを参考に その効果測定を行い、次年度の方針や対策等に役立てるよう要望する。	対応 済	引き続き、件数や徴収額の記録に努めるとともに、 その効果等について分析を行い、次年度の徴収方 針の参考とすることとした。	こども家庭 支援課
R04 042I	[5母子父子寡婦 福祉資金貸付 金] サ. アクセス管理	244	【結 果(意見)】 ネットワークシステム上の課フォルダに保存している、債権管理に関する各種 データには、アクセス管理の観点から、ファイルにパスワードを設定するなど、 業務に関係ない職員がファイルを閲覧し、守秘義務の遵守の面で過大な負担 をかけることのないよう、対応することを要望する。また、情報漏洩の防止の 観点から、「不要となった情報」を定義し、該当するデータは速やかに削除す るよう要望する。	対応 済	フォルダに保存しているデータのうち、個人情報を含 むものには引き続きパスワードをかけることで対 応する。 また、千葉市公文書管理規則に則り、保存期間を過 ぎたデータは適宜確認し削除することとした。	こども家庭 支援課

R04 043I	[23児童扶養手当過誤払金] イ. 徴収停止	248	【結 果(意 見)】 児童扶養手当過誤払金について、履行期限後相当の期間を経過しても返還がない滞納者については、徴収停止(地方自治法施行令第171条の5各号)の適用の可否について適時適切に検討するよう要望する。	対応 済	履行期限後相当の期間を経過しても返還がない債権については、徴収停止も視野に入れ対応を検討することとした。	こども家庭 支援課
R04 044I	[23児童扶養手当過誤払金] ウ. 遅延損害金の暫定計算及び債務者への情報提供	248	【結 果(意見)】 児童扶養手当過誤払金の滞納者に対して、円滑な債権回収の視点から、未確定であっても遅延損害金の発生事実等を知らせる必要があるため、遅延損害金を暫定的に算定し、情報提供を行う等、効果的な遅延損害金の回収に努めるよう要望する。	対応 中	現行システムに未確定の延滞損害金を算定する機能がないことから、令和7年度に予定されているシステム刷新に向け、遅延損害金を暫定的に算定できるよう仕様を検討していく。	こども家庭 支援課
R04 045I	[23児童扶養手当過誤払金] エ. 納税管理課への債権引継のための必要書類の整備・保管	249	【結 果(意見)】 児童扶養手当過誤払金の回収が困難となっている滞納債権については、納税管理課へ引継ぐ必要があるものを選定し、円滑に引継ぐために、未収債権の重要書類を整備・保管するよう要望する。	対応 済	納税管理課に引き継ぐべきケースを選別した上で、該当の債務者に係る書類については保存期間経過後も廃棄しないよう課内で共有した。	こども家庭 支援課
R04 046I	[34児童養護施設措置費負担金]、[46障害児福祉施設措置費負担金]及び[49里親措置費負担金] ア. 債権管理台帳の記録情報の整備	269	【結 果(意見)】 企画調整班の債権管理台帳は、現在、千葉市債権管理条例施行規則第2条(4)から(7)までの事項を記載する箇所自体が設定されていないため、これらの事項を記載する欄を設け、債権管理台帳の情報記録・活用機能を改善するよう要望する。	対応 済	債権管理台帳の様式を見直し、千葉市債権管理条例施行規則第2条(4)から(7)までの事項の記載欄を設ける。	東部児童相 談所
R04 047I	[34児童養護施設措置費負担金]、[46障害児福祉施設措置費負担金]及び[49里親措置費負担金] エ. 時効の更新管理	273	【結 果(意見)】 児童養護施設措置費負担金、障害児福祉施設措置費負担金及び里親措置費負担金の滞納債権については、市の債権管理事務マニュアル2-4時効に従い、滞納者の債務承認、書面や電子メールでの協議の合意、催告等による完成猶予、時効の更新を行うことが期待されているところであるが、事業の性格上、保護者との合意等がない限り、効果的な時効管理は実現できないものと考えられるが、庁内専門部局である納税管理課との情報交換等、有益な連携等を図り、様々な保護者との効果的な交渉へのアドバイスを得て、時効管理を進めるよう要望する。	対応 中	児童相談援助業務への影響を十分考慮した、効果的な時効管理の進め方について、庁内専門部局である納税管理課と協議していく。	東部児童相 談所

R04 048I	[34児童養護施設措置費負担金]、[46障害児福祉施設措置費負担金]及び[49里親措置費負担金] オ. 担当所管部署の業務負荷	274	【結 果(意見)】 多額の投資となる債権管理システムの導入は短期的には困難な面も想定されるが、当該未収債権の重要性に鑑みると、業務の効率化のためのシステム化の計画検討や債権管理専門部局である他課との密接な連携体制の構築、繁忙期等の人員調整による他課からの応援体制の構築などを検討し、現在の人員による債権管理を実施するうえで、円滑で効果的な実施に限界がないか、債権管理等の業務量と組織人員の配置状況に齟齬はないか、客観的諸データに基づき評価を行ったうえで、解決策を見つけ出すことを要望する。	対応中	適切な債権管理事務の行うための業務量や人員を精査し、様々な選択肢の中から児童相談所における効果的な改善策を検討する。	東部児童相談所
R04 049I	[4弁済金収入(行政代執行)]及び[47生活環境モニタリング調査費用] ア. 誓約書・分割納付計画に基づく返納月額の合理性	280	【結 果(意見)】 行政代執行に伴う弁済金収入の納付誓約に基づく納付計画書で承認申請されている隔月返済額110,000円の根拠については、平成26年1月に代理人から提出された「報告書」で一定の経済状況を把握することはできるが、その後の「報告書」では、収入状況等の記載に具体性がないため、現時点の納付實力を確認するために、債務者が現在行っている事業等の収支状況が分かる資料を可能な限り詳細に収集するよう要望する。	対応済	経営する事業は廃業状態であり、本人の収入も昨年度の税情報によると課税されていない状況であることを確認した。	産業廃棄物指導課
R04 050I	[37財産貸付収入(競輪場売店貸付料)] ア. 未収債権の回収①	287	【結 果(意見①)】 当該債権について、現段階で任意の返済が期待できず、法的手続によっても回収可能性が低いため、地方自治法施行令第171条の7による免除や債権管理条例による債権放棄を検討するよう要望する。	対応中	債務者から最初に履行期限延長申請書が提出されたのがH27年度末であり、10年を経過(令和7年度末)した後において、なお、債務者が無資力であり、かつ弁済することができる見込みがないと認められるときは、地方自治法施行令第171条の7により当該債権を放棄する予定である。	公営事業事務所
R04 051I	[37財産貸付収入(競輪場売店貸付料)] ア. 未収債権の回収②	287	【結 果(意見②)】 当該債権について、連帯保証人の氏名冒用があった債権であり、本来であれば連帯保証人の本人確認を行っていれば、連帯保証契約締結時に氏名冒用は発覚していたものと考えられる。今後は、連帯保証契約を締結する際には連帯保証人の本人確認を厳格に行うよう要望する。また、現在の債務者については、市との間の債権債務関係を明確にするために、連帯保証契約の成立を確認する書面や債務引き受けなどにより、債務者であることを明確にするよう要望する。	対応済	現在、同様の契約事務は発生していないが、今後は契約時に連帯保証人の身分証明書や意思確認を直接行い厳格に実施するようにする。また、現在の債務者に関しては履行期限延長申請書提出時に未納明細書を確認させ、申請書の添付書類とすることにより債権、債務者を明確にすることになっている。	公営事業事務所
R04 052I	[19地方卸売市場使用料] イ. 徴収停止措置	294	【結 果(意見)】 法人に対する未収債権を対象とした徴収停止を決裁する際には、地方自治法施行令第171条の5の要件を満たしているかどうかを判断するために、法人の決算書等の法人に関する根拠資料を確認するよう要望する。	対応済	今後、徴収停止を決裁する際には、法人の決算書等の法人に関する根拠資料を確認する。	地方卸売市場

R04 053I	[19地方卸売市場使用料] ウ. 督促状の記載事項	295	【結 果(意見)】 滞納者に対して督促状を放置した場合の不利益を認識させるためにも、督促状には、「督促状で指定した納期限までに納付されなかったときには法的手続を進めることとなる旨」記載するよう要望する。	対応 済	令和5年7月取り扱い分から、督促状に、「督促状で指定した納期限までに納付されなかったときには法的手続を進めることがあります」との記載を追記する。	地方卸売市場
R04 054I	[24地方卸売市場電気使用料等立替金] イ. 徴収停止措置	298	【結 果(意見)】 法人に対する未収債権を対象とした徴収停止を決裁する際には、地方自治法施行令第171条の5の要件を満たしているかどうかを判断するために、法人の決算書等の法人に関する根拠資料を確認するよう要望する。	対応 済	今後、徴収停止を決裁する際には、法人の決算書等の法人に関する根拠資料を確認する。	地方卸売市場
R04 055I	[24地方卸売市場電気使用料等立替金] ウ. 督促状の記載事項	299	【結 果(意見)】 滞納者に対して督促状を放置した場合の不利益を認識させるためにも、督促状には、「督促状で指定した納期限までに納付されなかったときには法的手続を進めることとなる旨」記載するよう要望する。	対応 済	令和5年7月取り扱い分から、督促状に、「督促状で指定した納期限までに納付されなかったときには法的手続を進めることがあります」との記載を追記する。	地方卸売市場
R04 056I	[9市営住宅使用料] ウ. 期限の利益の喪失条項	312	【結 果(意見)】 履行延期の特約によって分割納付を認める場合には、期限の利益の喪失条項を明記した上で行うよう要望する。	対応 済	履行延期の特約によって分割納付を認める場合には、期限の利益の喪失条項が明記された「債権管理事務マニュアル」の様式を使用する。	住宅整備課
R04 057I	[9市営住宅使用料] エ. 1万円未満の債権	313	【結 果(意見)】 地方自治法施行令第171条の5第3号の「少額」の内容について具体的に定め、少なくとも1万円未満の債権については、同規定による徴収停止の措置が可能となるよう要望する。	対応 中	庁内ルールを整備した上で対応予定	住宅整備課
R04 058I	[30借上げ公営住宅共益費負担収入] ア. 消滅時効期間が経過した債権	314	【結 果(意見)】 既に消滅時効期間が経過している債権については、債務者による時効の援用を待たずに、債権管理条例に基づく債権放棄の手続きを速やかに行うよう要望する。	対応 済	借上げ公営住宅共益費負担金収入については、消滅時効が経過した債権に該当するため、令和4年度末に債権管理条例に基づく債権放棄の手続きを行い、全額不能欠損処理が完了している。	住宅整備課

R04 059I	[42契約解除に伴う工事用地等の工事材料の撤去・復旧費用] ア. 請負代金の支払債務と当該代執行費用求償債権との相殺の可能性①	320	【結 果(意見①)】 請負代金の支払債務と当該撤去・復旧工事に係る費用の求償債権との相殺の可能性について、約款第53条各項の規定を一体として忠実に履行することにより、現在のような未収債権の回収可能性に懸念が生じる事態は避けられた可能性がある。 そのため、今後はこのようなイレギュラーな契約解除に伴う工事用地等における受注者所有・管理の工事材料等の撤去・取片付け等に係る経費の請求債権を出来形部分の支払債務と相殺する手法について、今回の事例を貴重なケースとし、研修等の材料とすることを要望する。そして、これらのノウハウを業務手順書等に明記して債権管理に係る内部統制を再整備し、今後、このようなリスクが発現した際には、適時、的確な対応が実施できるよう、関係する職員間で共有することを要望する。	対応 済	資料を作成し、部内に周知し対応について共有した。	街路建設課
R04 060I	[42契約解除に伴う工事用地等の工事材料の撤去・復旧費用] ア. 請負代金の支払債務と当該代執行費用求償債権との相殺の可能性②	320	【結 果(意見②)】 工事請負契約が工事の完成前に解除された場合、工事用地等に残置された、受注者が所有・管理する工事材料等を撤去し、工事用地等を修復・取片付けて明け渡す際に、受注者がとるべき措置の期限や方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める必要があるため(約款第53条第8項)、今後はこの業務手順を遵守するよう、内部統制の再整備を行うよう要望する。	対応 済	資料を作成し、部内に周知し対応について共有した。	街路建設課
R04 061I	[42契約解除に伴う工事用地等の工事材料の撤去・復旧費用] ア. 請負代金の支払債務と当該代執行費用求償債権との相殺の可能性③	320	【結 果(意見③)】 受注者の会社に係る清算業務の状況報告によると、債務超過が明らかであり、破産の申立の費用さえ捻出できず、残余財産の配当ができないと規定されていることから、可能な限り債権の回収に努めつつも、より経済的で効果的な措置を検討したうえで徴収停止の措置も視野に入れ、適時適切な債権管理に努めるよう要望する。	対応 済	精算人から、債権の回収に応じられない回答を受け可能な限り回収につとめたが、徴収停止の措置を令和5年2月27日に行った。	街路建設課

R04 062I	[6下水道使用料] ア. 下水道経理課管理対象の滞納処分	335	【結 果(意見)】 下水道使用料については、滞納処分の例による強制徴収手続が可能であり、債務者に財産調査の結果、回収が見込まれる場合には強制徴収手続を行う必要がある。他方で、滞納債権額が少額である場合には、費用対効果の観点からは、強制徴収手続に移行することが必ずしも経済的合理性を有しない場合も存在する。 したがって、債権額に応じて、強制徴収手続に移行するか否かの判断基準を設けた上で、限られた人的リソースの中で徴収率を増加させるための対策でもある催告状を形骸化しないよう、必要あれば財産調査及び財産の差押えを実施していくことを要望する。	対応 済	「千葉市債権管理対策本部」の「債権管理対策実施計画」において毎年度設定する「徴収目標」や「徴収対策」の中で、取り組むべき徴収対策の債権額等の基準を検討し、実施することとした。	下水道経理課
R04 063I	[32農業集落排水処理施設使用料] イ. 1万円未満の債権	338	【結 果(意見)】 地方自治法施行令第171条の5第3号の「少額」の内容について具体的に定め、少なくとも1万円未満の債権については、同規定による徴収停止の措置が可能となるよう要望する。	対応 中	徴収停止に係る少額債権の基準に関する取扱い通知により、農業集落排水処理施設使用料において少額であることの評価基準を検討する。	下水道経理課
R04 064I	[32農業集落排水処理施設使用料] ウ. 滞納債権に対する延滞金の未徴収	339	【結 果(意見)】 滞納が発生した農業集落排水処理施設使用料については、遅滞することなく延滞金を計算したうえで徴収するよう要望する。	対応 済	納期限を経過して収納された場合は、速やかに延滞金を計算し、月ごとにとりまとめて決裁をとり、請求書を送付することを事務処理マニュアルに明記し、令和4年度の延滞金発生事案については、遅滞なく延滞金請求書を送付した。	下水道経理課
R04 065I	[59下水道事業受益者負担金] ア. 滞納債権に対する延滞金の未徴収	340	【結 果(意見)】 滞納が発生した下水道事業受益者負担金については、延滞金条例に則り、遅滞することなく延滞金を計算したうえで徴収するよう要望する。	対応 済	納期限を経過して収納された場合は、速やかに延滞金を計算し、月ごとにとりまとめて決裁をとり、請求書を送付することを事務処理マニュアルに明記し、令和4年度の延滞金発生事案については、遅滞なく延滞金請求書を送付した。	下水道経理課
R04 066I	[28水道使用料] (水道総務課併任) ア. 1万円未満の債権	341	【結 果(意見)】 地方自治法施行令第171条の5第3号の「少額」の内容について具体的に定め、少なくとも1万円未満の債権については、同規定による徴収停止の措置が可能となるよう要望する。	対応 中	徴収停止に係る少額債権の基準に関する取扱い通知により、水道使用料において少額であることの評価基準を検討する。	下水道経理課
R04 067I	[41水洗便所等改造等資金貸付金] ア. 長期滞留債権の管理①	346	【結 果(意見①)】 5年以上滞納が継続している債権のうち消滅時効期間が経過している債権(278件、2,930,600円)については、債権管理条例第7条各号に則った債権放棄手続をとることを要望する。	対応 済	今年度に債権放棄の事前協議を納税管理課と行い、債権管理条例第7条に則った債権放棄手続をとった。	下水道営業課

R04 068I	[41水洗便所等 改造等資金貸付 金] ア. 長期滞留債 権の管理②	346	【結 果(意見②)】 債務者が死亡した場合、相続人調査を行い法定相続分に応じて相続人に請 求する必要がある一方、債権が少額な場合には相続人調査の費用対効果の 観点から相続人調査を行わずに徴収停止措置を行うことも含めて、相続人対 応をするよう要望する。	対応 済	事務処理マニュアルを改正し、少額停止を含む徴収 停止について、適用できる事案が発生した場合には、 手続きをとるよう運用を改めた	下水道営業 課
R04 069I	[12市立病院診 療費] ア. 分割納付の 申請を受け付け る際の資力の調 査	353	【結 果(意見)】 分割納付の申請を受け付ける際には、たとえば、資力の調査のための様式を 設けて分納を申請する滞納者に記入を求めたり、そのための根拠資料(通帳 の写しや給与明細の写し、ローンの残高証明書等)の提出を求めたりするこ とで、可能な限り滞納者の資産・負債、収入・支出の正確な把握に努めるよう要 望する。	対応 中	分割納付申請者に対する資力調査について、根拠 資料を提出させることを含め、今後検討していく。	病院局
R04 070I	[12市立病院診 療費] イ. 分割納付の 誓約書等への 「期限の利益の 喪失」条項の未 記載	354	【結 果(意見)】 履行延期の特約によって分割納付を認める場合には、分割納付の誓約書に 期限の利益の喪失条項を明記した上で行うよう要望する。	対応 済	分割納付の誓約書に期限の利益の喪失条項を明 記した。	病院局
R04 071I	[12市立病院診 療費] オ. 滞納整理簿 の記載の十分性	356	【結 果(意見)】 未収金回収業務の委託業者が実施した催告手続や債務者との交渉内容の 具体的かつ詳細な記録を適時に入手した上で、管理台帳に転記するなど、一 元的に把握できるようにしておくよう要望する。	対応 中	未収金回収業務の委託業者より、月ごとに交渉記 録などの詳細を入手しているところである。管理台 帳運用方法については、今後検討していく。	病院局
R04 072I	[12市立病院診 療費] カ. 1万円未満の 債権	357	【結 果(意見)】 地方自治法施行令第171条の5第3号の「少額」の内容について具体的に定 め、少なくとも1万円未満の債権については、同規定による徴収停止の措置を 実施するよう要望する。	対応 中	庁内ルールを整備した上で対応予定	病院局
R04 073I	[63日本スポーツ 振興センター災 害共済納付金収 入] ア. 児童手当か らの支払い	366	【結 果(意見)】 災害共済納付金についても、児童手当法第21条による児童手当からの支払 いが可能であると考えられるため、給食費の場合と同様に、保護者から滞納 が生じた場合に児童手当からの支払いを同意する旨の申し出を受ける運用 を検討するよう要望する。	対応 中	児童手当システムの国の標準仕様への変更が急務 のため、システム改修ができない。標準仕様への変 更終了後、システム改修について検討する。	保健体育課